

生駒市条例第 2 号

生駒市立老人憩の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 14 日

生駒市長 山下 真

生駒市立老人憩の家条例の一部を改正する条例

生駒市立老人憩の家条例（昭和 46 年 7 月生駒市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 を削る。

第 10 条中「、老人憩の家のうち」及び「及び生駒市立老人憩の家萩の台分館」を削る。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。